

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 25 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の規定による条例で定める事務の変更による。

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年立川市条例第54号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
……略……	……略……		……略……	……略……	
12 市長	<u>立川市心身障害者手当支給条例（昭和46年立川市条例第47号）の規定による心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>		12 削除		
13 市長	<u>心身障害者用自動車の運行に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
14 市長	<u>心身障害者のタクシー費及びガソリン費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
15 市長	<u>心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）の規定による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
13 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する	自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係	13 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する	自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

	る事務であって規則で定めるもの	<u>情報であって規則で定めるもの</u>		る事務であって規則で定めるもの	
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
17 市長	立川市児童育成手当支給条例の規定による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	……略…… <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により調製された情報（以下「戸籍関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>	……略……	17 市長	立川市児童育成手当支給条例の規定による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>
18 市長	立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	……略…… <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>戸籍関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定による心身障害者の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>立川市高校生等医療費助成条例の規定による高校生等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</u>	……略……	18 市長	立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
22 市長	生活保護法の規定に	……略……	……略……	22 市長	生活保護法の規定に

	よる保護に加えて実施する援護に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>		よる保護に加えて実施する援護に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
24 市長	<u>東京都重度心身障害者手当条例の規定による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>	24 削除		
25 市長	<u>立川市心身障害者手当支給条例の規定による心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>			
26 市長	<u>心身障害者用自動車の運行に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
27 市長	<u>心身障害者のタクシー費及びガソリン費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			

28 市長	<u>心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>後期高齢者医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>立川市高校生等医療費助成条例の規定による高校生等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>			
-------	---	--	--	--	--

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の17の項の改正規定及び同表18の項の改正規定中戸籍関係情報に関する部分は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に定める政令で定める日から施行する。